

No.	ASIAGAPVer.2.3		ASIAGAPVer.2.3改定第1版		改定の趣旨
	項番	本文	本文	本文	
1	8.2(1)	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(1) 認証機関は、本規則を満たす審査員を任命しなければならない。認証機関は、公平性を確保するための、審査員のローテーションを含む審査への審査員の任命に関する規則を設けなければならない。(以下略)</p>	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(1) 認証機関は、本規則を満たす審査員を任命しなければならない。認証機関は、公平性を確保するために<u>農場・団体事務局を同じ審査チーム</u>(*1)が4年連続で審査を実施しないことを確実にする審査員の任命に関する規則を設けなければならない。(以下略)</p> <p>(*1)審査員1人の場合も、審査チームと呼ぶ。</p>	<p>GFSIベンチマーク要求事項パートII(以下「BR」という)5.12について、Ver.2.3ではローテーションの具体的な年数は、認証機関の裁量に任せることを考えていたが、GFSIよりCPOとして管理する年数を定めるべきと指摘があったため、連続で審査できるのは3年までとした。</p>	
2	8.2(5) a)	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(5) 団体認証の場合 認証機関は、(略)</p> <p>a) 団体事務局の審査 認証機関は、団体事務局の審査を農場・農産物取扱い施設の審査を実施する前に行わなければならない。ただし、必要に応じて、団体事務局の審査の前にサンプリングしたサイトの審査を行うことができる。</p>	<p>8.2 審査の計画とサンプリング</p> <p>(5) 団体認証の場合 認証機関は、(略)</p> <p>a) 団体事務局の審査 認証機関は、団体事務局の審査を農場・農産物取扱い施設の審査を実施する前に行わなければならない。ただし、必要に応じて、団体事務局の審査の前に<u>少数の</u>サンプリングしたサイトの審査を行うことができる。</p>	<p>BR6.7に基づき「少数の」を加えた。団体事務局の審査の前に実施できるのは「少数の」サンプリングしたサイトの審査である。</p>	
3	5.1(4)	<p>5.1 ASIAGAPに関する文書</p> <p>ASIAGAPは認定機関が認定の対象としている規格であり、この著作権は日本GAP協会が保有し、農産物生産と流通及び認証に携わるすべての関係者が利用することができる。なお、これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要がある。</p> <p>(4)「ASIAGAP基準文書に関するガイドライン」 上記(1)～(3)のASIAGAP基準文書を補足する文書。</p>	<p>5.1 ASIAGAPに関する文書</p> <p>ASIAGAPは認定機関が認定の対象としている規格であり、この著作権は日本GAP協会が保有し、農産物生産と流通及び認証に携わるすべての関係者が利用することができる。なお、これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要がある。</p> <p>(4)「ASIAGAP基準文書に関するガイドライン」 上記(1)～(3)のASIAGAP基準文書を補足する文書。<u>基準文書に準ずる文書であり順守が必要である。</u></p>	<p>ガイドラインは基準文書に準ずることを明記した。新たに発行する「ASIAGAP総合規則 Ver.2.3 8.2(5) b)に関する補足文書(ガイドライン)」が順守すべき文書であることを明確にする意図がある(No.4の変更に対応)。</p>	
4	8.2(5) b) ①	<p>b) サイトの審査</p> <p>① サイトのサンプリング計画 認証機関は、団体を構成するサイトの審査について以下に基づきサンプリングを計画しなければならない。</p> <p>i. IAF MDIの最新版に基づく。</p> <p>ii. リスク評価に基づくグループを設け、グループごとに平方根以上(小数点繰り上げ)のサンプリング数を選定する。</p> <p>iii. サイトの規模や団体の役割分担に基づき必要に応じてサンプリング数を増やす。</p> <p>iv. リスク評価の結果、リスクが高いと判断されたグループは、すべてのサイトを審査する。</p> <p>v. サイトの25%以上を無作為にサンプリングする。</p> <p>vi. リスク評価に基づいて、すべてのサイトの審査が一巡する期間を決定する。</p> <p>vii. リスク評価に基づき最低でもサンプリング数の20%を非通知審査とする。</p>	<p>b) サイトの審査</p> <p>① サイトのサンプリング計画 認証機関は、団体を構成するサイトの審査について以下の<u>要件および「ASIAGAP総合規則 Ver.2.3 改定1版 8.2(5) b)に関する補足文書(ガイドライン)」</u>に基づきサンプリングを計画しなければならない。</p> <p>i. IAF MDIの最新版に基づく。</p> <p>ii. リスク評価に基づくグループを設け、グループごとに平方根以上(小数点繰り上げ)のサンプリング数を選定する。</p> <p>iii. サイトの規模や団体の役割分担に基づき必要に応じてサンプリング数を増やす。</p> <p>iv. リスク評価の結果、リスクが高いと判断されたグループは、すべてのサイトを審査する。</p> <p>v. <u>サンプリングしたサイト数の25%以上をサイト全体から無作為に選択する。</u></p> <p>vi. リスク評価に基づいて、すべてのサイトの審査が一巡する期間を決定する。</p> <p>vii. リスク評価に基づき最低でもサンプリング数の20%を非通知審査とする。</p> <p><u>viii. 選択するサイトは、団体の内部監査の結果とサイトのリスク分析によって決定する。</u></p>	<p>・団体認証のサンプリングについて、補足文書(ガイドライン)を設けることとした。</p> <p>・BR6.24に対応する規定が漏れていたため、viiiに規定した。</p>	

No.	項番	ASIAGAPVer.2.3	ASIAGAPVer.2.3改定第1版	改定の趣旨
		本文	本文	
5	8.2(5)b) ①	-	8.2(5)b)①に関連した以下の補足文書を作成。  「ASIAGAP総合規則 Ver.2.3 改定1版 8.2(5)b)に関する補足文書(ガイドライン)」	・補足文書に、「高リスク」とみなされる特定の作物と工程を規定した。 ・補足文書に、作物のリスクを分類し、リスク分類ごとに団体の構成農場の審査が一巡する期間を決定した。 ・補足文書に、作物のリスクを分類し、リスク分類ごとに非通知のサンプルサイズを決定した。
6	8.3(3)	8.3 審査の実施及び是正報告の受付 (3) 審査員は、審査結果を記録し、審査報告書を作成する。農場・団体に審査終了後に報告し、不適合については不適合の明確で正確な内容を審査報告書に記載した上で是正処置を要求する。認証機関は、認証書を翻訳する可能性も含め、審査報告書作成の手順を作成する。	8.3 審査の実施及び是正報告の受付 (3) (3)審査員は、審査結果をチェックリスト(*1)に記録し、不適合一覧および審査報告書(*2)を作成する。審査員は、不適合一覧を審査終了後に提出しなければならない。また審査員は、審査報告書を審査終了後10営業日以内に提出しなければならない。不適合一覧には、不適合の明確で正確な内容が含まれていなければならない。 認証機関は、認証書を翻訳する可能性も含め、審査報告書作成の手順を作成する。 (*1)チェックリストとは、「管理点と適合基準」のすべての管理点に適合、不適合等の判断および客観的証拠を記したものをいう。 (*2)審査報告書は、協会が作成したひな形に記載された項目が含まれていなければならない。	農場・団体に提出する報告書をつぎの2点とし、それぞれの提出期限を定めた。 ・不適合一覧 ・審査報告書  BR5.15に対応するため、審査報告書に要求事項(管理点と適合基準)の主要な節の要旨を記載する欄を加えた。
7	8.3(6)	8.3 審査の実施及び是正報告の受付 (6)審査の結果、不適合と指摘された項目に対して、審査後に農場・団体は適切に是正処置を行い、是正処置報告書を認証機関に提出する。認証機関は、是正処置計画及び是正処置を検証しなければならない。検証は、さまざまな方法で行うことができるが、レビューアーにより、適切かつ有効な方法を用いて実施されなければならない。なお、下記の場合には是正処置の内容を現地で確認する場合がある。	8.3 審査の実施及び是正報告の受付 (6) 審査の結果、不適合と指摘された項目に対して、審査後に農場・団体は適切に是正処置を行い、是正処置報告書を認証機関に提出する。認証機関は、是正処置計画及び是正処置を検証しなければならない。検証は、文書や写真の提出、ICTの使用などさまざまな方法で行うことができるが、 <u>審査を実施した者</u> により、適切かつ有効な方法を用いて実施されなければならない。なお、下記の場合には是正処置の内容を現地で確認する場合がある。	現状でも、不適合の修正または是正の確認には、文書が写真が用いられているが、明確に記述した。
8	8.4(1)	8.4 審査結果のレビュー、判定及び認証書の発行 (1)認証機関は、審査報告書のレビュー及び審査結果の判定を行う。審査報告書は、ASIAGAPの適合性に関する十分な証拠を実証するために正確に評価されなければならない。農場・団体を審査した者を含め独立性と公平性に抵触する者が審査結果のレビュー及び判定を行ってはならない。また、審査報告書のレビュー及び審査結果の判定を行う者は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、レビュー及び判定日から前後3年以内は、レビュー及び判定を担当した農場・団体に対しコンサルティング(*)または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。	8.4 審査結果のレビュー、判定及び認証書の発行 (1) 認証機関は、審査結果のレビュー及び審査結果の判定を行う。審査結果は、ASIAGAP の適合性に関する十分な証拠を実証するために正確に評価されなければならない。農場・団体を審査した者を含め独立性と公平性に抵触する者が審査結果のレビュー及び判定を行ってはならない。また、審査結果のレビュー及び審査結果の判定を行う者は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、レビュー及び判定日から前後 3 年以内は、レビュー及び判定を担当した農場・団体に対しコンサルティング(*)または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。 <u>テクニカルレビューアー(審査の結果をレビューする者)及び審査結果の判定を行う者は、審査を実施した者以外が担当しなければならない。</u>	ISO/IEC17065の7.4-7.6の規定である審査員を行ったものが、審査結果の評価(レビュー)および/または審査結果の決定をしてはいけないということを明記した。

No.	項番	ASIAGAPVer.2.3	ASIAGAPVer.2.3改定第1版	改定の趣旨
		本文	本文	
9	8.8(1)	<p>8.8 認証機関の変更</p> <p>(1) 農場・団体が変更を希望する場合 認証された農場・団体が認証機関を変える場合、更新審査の扱いとする。農場・団体は変更後の認証機関に申請をする前に変更前の認証機関に対し当該機関において認証を継続しない旨を伝えなければならない。新たに申請をする認証機関に対して、現在の認証機関が交付した認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。現在の認証機関が交付した認証書の有効期限が残っていても無効となり、新たな認証機関が発行した認証書の有効期限となる。</p>	<p>8.8 認証機関の変更</p> <p>(1) 農場・団体が変更を希望する場合 a) (略) b) <u>認証農場・団体が他のGFSI承認認証プログラムからASIAGAP認証に移行する場合、認証機関は少なくとも認証農場・団体の審査履歴および前回の非通知審査の評価を考慮に入れた審査を行わなければならない。</u></p>	BR5.27に基づき、他認証プログラムからASIAGAPへ認証を移行する場合の規定を加えた。
10	8.10(3)	<p>8.10 非通知審査</p> <p>(3) 認証機関は、認証農場・認証団体に対し、非通知審査の実施前48時間以内に通告しなければならない。認証農場・認証団体は、48時間以内に非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を変更することができる。</p>	<p>8.10 非通知審査</p> <p>(3) <del>認証機関は、認証農場・認証団体に対し、非通知審査の実施前48時間以内に通告しなければならない。認証農場・認証団体は、48時間以内に非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を変更することができる。</del></p>	BR5.6に基づき、ASIAGAP Ver2.3 8.10 (3)の内容では、通知審査になるため削除した。
11	11.1.5(1)	<p>11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続</p> <p>(1) 認証機関が開催するASIAGAP審査員向け研修への年1回以上の参加、及び、認証機関による審査員のASIAGAPに関する理解の評価</p>	<p>11.1.5 上級審査員、審査員の登録の継続</p> <p>(1) 認証機関が開催するASIAGAP審査員向け研修への年1回以上の参加、及び、認証機関による審査員のASIAGAPに関する理解の評価</p>	13.2(9)の変更により見直した。
12	11.4	<p>11.4 テクニカルレビューアー</p> <p>テクニカルレビューアーは、審査の結果をレビューする者であり、ASIAGAPの基準文書の理解、審査報告書及びチェックリストの完成に関する要求事項を理解し、公平かつ的確に審査報告書の内容を評価できなければならない。</p>	<p>11.4 テクニカルレビューアー</p> <p>テクニカルレビューアーは、審査の結果をレビューする者であり、ASIAGAPの基準文書の理解、審査報告書及びチェックリストの完成に関する要求事項を理解し、公平かつ的確に審査報告書の内容を評価できなければならない。<u>テクニカルレビューアーは、審査を行った者以外でなければならない。</u></p>	8.4(1)に関連し、修正した。

No.	項番	ASIAGAPVer.2.3	ASIAGAPVer.2.3改定第1版	改定の趣旨
		本文	本文	
13	13.2(9)	<p>13.2 認証機関の要件</p> <p>(9) 認証機関は、契約した審査員が確実にプロらしく行動するようにシステムを整備しなければならない。下記は求められる個人的特質と行動の例を含んでいる。</p> <p>a) ~j) 略</p>	<p>13.2 認証機関の要件</p> <p>(9) 認証機関は、契約した審査員がプロとして行動することを確実にするために審査員の立会評価を少なくとも5年に1回に実施するシステムを整備しなければならない。このシステムには、ASIAGAPに関する理解の評価ならびに下記の個人的特質および行動について、いずれの要素も持ち合わせていることおよび必要に応じて優れている点と改善が必要な点を記録し、改善が必要な点については教育訓練を行うことが含まれている。</p> <p>a) 倫理的である。すなわち、公正である、信用できる、誠実である、正直である、そして分別がある。</p> <p>b) 心が広い。すなわち、別の考え方やまたは視点を進んで考慮する。</p> <p>c) 外交的である。すなわち、目的を達成するように人と上手に接する。</p> <p>d) 観察力がある。すなわち、物理的な環境や活動を積極的に意識する。</p> <p>e) 知覚が鋭い。すなわち、直感的であり、状況を認識して理解することができる。</p> <p>f) 適応性がある。すなわち異なる状況に合わせて速やかに合わせる。</p> <p>g) 粘り強い。すなわち、根気があり、目的の達成に集中する。</p> <p>h) 決断力がある。すなわち、論理的な理由に基づき、時宜を得た結論を出す。</p> <p>i) 自立的である。すなわち、他者と効果的なやり取りをしつつ、独立して行動する。</p> <p>j) 誠実である。すなわち、守秘義務の必要性を認識しており、専門家としての行動規範を遵守する。</p>	BR4.6に基づき、5年に1回の立会評価システムを整備することとした。
14	11.1.3 審査員の登録要件	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>認証機関は、審査員が、審査員補の登録要件及び次に掲げる登録要件を満たしていることを確認し、日本GAP協会に登録を申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請するセクターの個別認証3件以上(*)の審査を実施する。審査員登録が完了するまでは、立ち合い評価者が審査責任者となり、3件の立ち合い評価を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持</p> <p>(*)3件以上のうち1件を異なる団体認証における2件以上のサイト審査に代えることができる。</p>	<p>11.1.3 審査員の登録要件</p> <p>認証機関は、審査員が、審査員補の登録要件及び次に掲げる登録要件を満たしていることを確認し、日本GAP協会に登録を申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 登録申請するセクターの個別認証3件以上(*)の審査を実施する。この審査は、標準的な審査計画のもと実施されなければならない。審査員登録が完了するまでは、立ち合い評価者が審査責任者となり、3件の立ち合い評価を審査員または上級審査員が立会評価し、良好と認められた記録の保持</p> <p>(*)3件以上のうち1件を異なる団体認証における2件以上のサイト審査に代えることができる。</p>	BR4.10.2に基づき、不足している要件を追加した。 「CBの初回審査員資格の一環としての立会審査の実施方法について、要求事項が定義されていない(例:標準的な審査計画に従うなど)。ICTを使用する場合の審査員資格のためにのみ提供される情報。」